

電気供給業を行う法人の事業税について

電気供給業を行う法人の事業税の概要

電気供給業を行う法人については、各事業年度における収入金額を課税標準とする「収入割」により事業税を申告納付する必要があります。

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいい、電気事業法に基づく許可等がない場合でも、現に電気を供給しているという実態があれば該当します。

電力会社による電気供給業のほか、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーによる売電事業も収入割による申告納付の対象です。

なお、令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る事業税の課税方式が見直され、これらの事業を行う法人については、所得割又は付加価値割及び資本割による申告納付も必要となります。(詳しくは下記1及び2を御覧ください。)

1 小売電気事業等及び発電事業等に係る課税方式の見直し

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち小売電気事業等^{※1}及び発電事業等^{※2}に係る法人事業税の課税方式が見直されました。

具体的には、見直し前は収入割により申告納付することになっていましたが、見直し後は申告納付する資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人^{※3}にあっては収入割、付加価値割及び資本割の合算額、それ以外の法人にあっては収入割及び所得割の合算額によって事業税を申告納付することになりました。

また、これらの事業に係る特別法人事業税については、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額となりました。

※1 小売電気事業等とは、以下の(1)、(2)をいいます。

- (1) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
- (2) 上記※1(1)に準ずるものとして総務省令で定める事業^{*1}

*1 上記※1(2)は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業(電気事業法第2条第1項第8号)、特定送配電事業(同項第12号)、発電事業(同項第14号)及び発電事業に準ずる事業(以下の※2(2))に該当する部分を除きます。

※2 発電事業等とは、以下の(1)、(2)をいいます。

- (1) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
- (2) 上記※2(1)に準ずるものとして総務省令で定める事業^{*2}

*2 上記※2(2)は、自らが維持し及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

なお、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合には、当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除きます。)を含みます。

※3 みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。

なお、資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定は、事業年度の終了の日(仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日)の現況によります。

2 電気供給業を行う法人の事業税等の税率等

電気供給業を行う法人の事業税等の課税標準及び税率は、下表のとおりです。

法人事業税

事業の区分	法人の種類	課税標準	税率		
			令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
下記以外の電気供給業	—	収入金額	0.9%	1.0%	
小売電気事業等及び発電事業等	資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		付加価値額	—	—	0.37%
		資本金等の額	—	—	0.15%
	上記以外の法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		所得	—	—	1.85%

地方法人特別税又は特別法人事業税^{※4}

事業の区分	課税標準	税率		
		令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
下記以外の電気供給業	基準法人収入割額 ^{※5}	43.2%	30.0%	
小売電気事業等及び発電事業等	基準法人収入割額 ^{※5}	43.2%	30.0%	40.0%

※4 令和元年9月30日までに開始する事業年度は地方法人特別税、令和元年10月1日以後に開始する事業年度は特別法人事業税です。

※5 標準税率で計算された事業税の収入割額のことをいいます。

課税標準及び税額の計算方法

1 課税標準となる収入金額の計算方法

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}$$

収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）であり、雑収入等も含めた電気供給業に係るすべての収入を含みます。

主なものは以下のとおりです。

- 各種電灯料収入
- 各種電力料収入
- 遅収加算料金
- せん用料金
- 電球引換料
- 配線貸付料
- 諸機器貸付料及び受託運転収入
- 諸工料
- 水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
- 設備貸付料

※消費税に係る益税等については、収入すべき金額に含まれます。（料金と合わせて収入する消費税は、収入金額に含めません。）

控除すべき金額

主に以下のものが該当します。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
固定資産、有価証券、不要品の売却による
収入金額
- 保険金
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、
- 株式手数料、社宅貸付料等
- 電気供給業を行う他の法人から電気の供給
を受けて電気を供給する場合に供給を受け
た電気の料金として支払うべき金額に相当
する収入金額
- 電気供給業を行う他の法人から非化石電源
証書を購入した場合であって非化石電源と
しての価値を有するものとして電気の供給
を行う場合における当該購入対価として支
払うべき金額に相当する収入金額
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気
の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金
- 託送供給に係る料金として支払うべき金額
に相当する収入金額

- 「収入金額に関する計算書（第 6 号様式別表 6）」を作成して計算してください。

2 課税標準となる所得等の計算方法

所得の計算方法

小売電気事業等及び発電事業等を行う法人の所得割の課税標準である所得は、原則として法人税の課税標準である所得の計算の例により計算します。

■ 所得の計算に関する経過措置

令和 2 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日 10 年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得の計算の例により算定していたものとみなします。

- 「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」を作成して計算してください。

付加価値額及び資本金等の額の計算方法

小売電気事業等及び発電事業等を行う法人の付加価値割の課税標準である付加価値額及び資本割の課税標準である資本金等の額は、所得等課税事業^{※6}の付加価値額及び資本金等の額の計算方法と同様に計算します。

- 「付加価値額及び資本金等の額の計算書（第 6 号様式別表 5 の 2）」等を作成して計算してください。

※6 地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業をいいます。

3 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合の申告

原則

- 事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、それらの税額の合算額を申告してください。
- 各事業部門に共通する収入金額又は経費がある場合、共通する収入金額又は経費を各事業部門の売上金額など最も妥当と認められる基準によって按分した額により各事業部門の収入金額、付加価値額又は所得を算定してください。
- 小売電気事業等及び発電事業等と所得等課税事業を併せて行う場合に、所得等課税事業で生じた欠損金額を小売電気事業等及び発電事業等に係る所得から繰越控除することはできません。小売電気事業等及び発電事業等と所得等課税事業に係る計算上、繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限ります。

- 「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」を作成して計算してください。
- 区分計算については、任意の様式又は鹿児島県が作成した「電気供給業とその他の事業を併せて行う場合の所得金額の区分計算書（別記様式第1号）」をご利用ください。

例外（地方税の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）第3章4の9の9）

- 従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を算定することができます。
- 従たる事業が「軽微なもの」に該当するかどうかは、実態に即して判断することになりますが、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において、従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くこととならないものをいいます。

4 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額を分割基準で分割して関係都道府県ごとの課税標準及び税額を算定してください。

複数の事業を行っている場合は、主たる事業の分割基準により算定します。主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業の活動の実態を総合的に判断してください。

なお、電気供給業を行う法人の分割基準は下表のとおりです。

業種	分割基準
小売電気事業等	課税標準の1/2：従業者の数 課税標準の1/2：事務所等の数
一般送配電事業、送電事業、 特定送配電事業	課税標準の1/4：有形固定資産の価額 課税標準の3/4：発電所に接続する電線路の電力の容量
発電事業等	課税標準の1/4：有形固定資産の価額 課税標準の3/4：発電に使用する有形固定資産の価額

申告書に添付する書類

電気供給業を行う法人については、申告書（第6号様式又は第6号様式（その2））と併せて次の書類を添付してください。

○ 電気供給業のみを行う法人

- (1) 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- (2) 法人税法施行規則様式別表4（所得の金額の計算に関する明細書）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書

…令和2年4月1日以後終了事業年度から、国税の電子申告時に e-Tax により財務諸表を提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表が提出されたものとみなされ、提出不要です。

- (4) 収入金額の内訳が確認できる書類（任意様式）
- (5) 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）
…2以上の都道府県に事務所等を有する場合

○ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度において小売電気事業等及び発電事業等を行う法人

上記(1)から(5)に加えて

- (6) 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
…資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等の場合
- (7) 付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）等
…資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の場合

○ 電気供給業とその他の事業を併せて行う法人

上記(1)から(7)に加えて

- (8) 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合の所得金額の区分計算書
- (9) 電気供給業とその他の事業を併せて行う場合の収益配分額の区分計算書
…資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の場合

■ (8)及び(9)は任意の様式又は鹿児島県が作成した様式を使用してください。

お問合せ先

御不明な点がございましたら、所管の地域振興局又は支庁までお問い合わせください。

機 関 名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地	管 轄 市 町 村
鹿児島地域振興局課税課	099-805-7220, 7221 7222, 7470	892-8520	鹿児島市小川町3-56	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩地域振興局県税課	0993-52-1317	897-0031	南さつま市加世田 東本町8-13	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩地域振興局県税課	0996-25-5205	895-8501	薩摩川内市神田町1-22	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町
始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126	899-5212	始良市加治木町諏訪町 12	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
大隅地域振興局県税課	0994-52-2097	893-0011	鹿屋市打馬二丁目16-6	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛支庁県税課	0997-22-0006	891-3192	西之表市西之表7590	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
大島支庁県税課	0997-57-7229	894-8501	奄美市名瀬永田町17-3	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町